

**漁業経営セーフティーネット構築事業  
漁業用燃油価格安定対策の補填実施の判定等に関するデータ  
(平成18年第1四半期～)**

(1) 月別平均原油価格(単位:円/kℓ)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
1月	42,740	39,400	59,570	25,180	44,090	48,130	53,410
2月	43,110	42,350	60,940	25,170	41,890	52,110	57,520
3月	43,180	43,540	61,780	28,170	44,130	56,010	63,630
4月	47,790	48,010	66,900	31,250	49,130	61,020	<b>60,200</b>
5月	46,120	49,260	78,420	35,070	44,350	55,500	<b>53,840</b>
6月	47,360	50,860	86,130	42,170	42,360	54,640	<b>47,110</b>
7月	50,730	53,400	88,720	38,610	40,030	55,110	<b>49,340</b>
8月	50,570	49,890	77,750	42,650	39,920	51,060	<b>53,810</b>
9月	44,500	53,160	64,510	39,090	39,930	51,480	<b>54,700</b>
10月	42,480	56,320	42,820	41,620	41,390	50,310	<b>54,090</b>
11月	42,120	60,900	30,420	43,650	43,470	53,280	<b>54,570</b>
12月	43,550	60,820	23,460	42,500	46,760	52,340	<b>55,940</b>

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年
1月	<b>60,580</b>	<b>67,990</b>	<b>34,300</b>	<b>19,940</b>	<b>38,770</b>	<b>46,150</b>	<b>40,490</b>
2月	<b>65,140</b>	<b>67,470</b>	<b>41,640</b>	<b>21,210</b>	<b>38,730</b>	<b>42,590</b>	<b>44,830</b>
3月	<b>62,930</b>	<b>67,100</b>	<b>41,550</b>	<b>24,980</b>	<b>36,400</b>	<b>41,850</b>	<b>46,830</b>
4月	<b>62,510</b>	<b>67,620</b>	<b>44,080</b>	<b>26,980</b>	<b>36,210</b>	<b>46,130</b>	49,860
5月	<b>63,840</b>	<b>67,720</b>	<b>48,290</b>	<b>30,380</b>	<b>35,680</b>	<b>51,360</b>	47,930
6月	<b>61,490</b>	<b>69,370</b>	<b>48,090</b>	<b>30,750</b>	<b>32,420</b>	<b>50,930</b>	42,000
7月	<b>64,960</b>	<b>67,920</b>	<b>43,540</b>	<b>27,770</b>	<b>33,640</b>	<b>51,220</b>	
8月	<b>65,960</b>	<b>66,020</b>	<b>36,960</b>	<b>27,850</b>	<b>34,720</b>	<b>50,640</b>	
9月	<b>67,660</b>	<b>65,200</b>	<b>34,310</b>	<b>27,790</b>	<b>37,380</b>	<b>54,370</b>	
10月	<b>65,660</b>	<b>58,850</b>	<b>34,620</b>	<b>31,980</b>	<b>39,460</b>	<b>56,330</b>	
11月	<b>66,650</b>	<b>56,330</b>	<b>32,140</b>	<b>29,870</b>	<b>43,210</b>	<b>46,740</b>	
12月	<b>70,210</b>	<b>45,590</b>	<b>26,510</b>	<b>38,000</b>	<b>43,780</b>	<b>40,560</b>	

資料: ㈱東京商品取引所公表の中東産原油価格の最終決済価格

注: 太字の着色部分は平成31年4月～令和元年6月期の補填基準価格の算出に用いられた期間

**漁業経営セーフティーネット構築事業  
漁業用燃油価格安定対策の補填実施の判定等に関するデータ  
(平成30年第3四半期～)**

(2) 平均原油価格と補填基準価格の推移

単位:円/kℓ

対象期間		四半期の 平均原油価格 (注2)	価格差補填金の 補填基準価格 (7中5平均原油価格) (注1)	急騰対策補填金(注3)			価格差補填金(注4)			
				補填金単価 上昇額の3/4	任意取崩単価(注5)		補填金単価 上昇額100%	任意取崩単価(注5)		合算単価
					上昇額の1/4	合算単価		上昇額100%(注4)		
平成30年度	第3四半期 (10～12月期)	47,876.6	48,505.5	4,290	1,430	5,720 (4,290+1,430)	-	-	-	
	第4四半期 (1～3月期)	44,050.0	48,300.5	-	-	-	-	-	-	
令和元年度 (平成31年度)	第1四半期 (4～6月期)	46,596.6	47,593.6	-	-	-	-	-	-	
令和元年度	第2四半期 (7～9月期)	(注6)	47,237.6	(注6)	(注6)	(注6)	(注6)	(注6)	(注6)	

注1: 補填発動の有無の判定は、四半期(3ヶ月)毎に3ヶ月分の原油価格が算出可能な翌四半期に行われる。

注2: 四半期の平均原油価格、7中5平均原油価格及び補填基準価格は、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで表示。7中5平均原油価格は、直前7年間の原油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分(7中5)の平均原油価格。

注3: 急騰対策補填金は、要件①と②を満たした場合に補填発動となる。

要件①は、四半期の平均原油価格が7中5平均原油価格×85%以上であること。

要件②は、直前四半期の平均原油価格×120%以上。ただし、直前四半期が120%以上に達しなかった場合、前年同四半期の平均原油価格×120%以上であること。

なお、直前と前年が120%以上上昇していない場合でも、2年前同四半期の平均原油価格×140%以上上昇していること。

急騰対策補填金は、四半期の平均原油価格から要件②を満たした四半期(ただし、2年前同四半期の平均原油価格×140%以上の条件を満たした場合は前年同四半期)の平均原油価格までの上昇額の3/4部分を補填金単価、上昇額の1/4に相当する額を任意取崩単価と呼称する。

急騰対策補填金の負担割合は、補填金単価(上昇額の3/4)が国:加入者=1:1。任意取崩単価(上昇額の1/4)が漁業者負担100%。

注4: 価格差補填金は、四半期の平均原油価格から7中5平均原油価格までの上昇額を補填金単価、さらに補填金単価に相当する額を任意取崩単価と呼称する。ただし、任意取崩単価は10,000円/kℓを上限とする。

価格差補填金の補填金単価の負担割合は、補填基準価格×108.5%までが国:加入者=1:1、補填基準価格×108.5%以上が国:加入者=2:1、特別対策加入者は補填基準価格×117%以上の部分が国:加入者=3:1となる。任意取崩は漁業者負担100%

※漁業用燃油特別対策は、平成25年度7～9月期(第2四半期)より開始。

注5: 任意取崩単価は、加入者の判断に応じて積立残額の範囲内で取崩することができる単価。

注6: 令和元年度第2四半期の平均原油価格と補填金単価については、令和元年7～9月の月別平均原油価格がすべて発表され、平均値が算出され次第、掲載する予定。

**漁業経営セーフティネット構築事業  
漁業用燃油価格安定対策の補填実施の判定等に関するデータ  
(平成27年第4四半期～平成30年第2四半期)**

(2) 平均原油価格と補填基準価格の推移

単位:円/kℓ

対象期間 (注1)		四半期の 平均原油価格 (注2)	価格差補填金の 補填基準価格 (7中5平均 原油価格) (注2)	急騰対策補填金 (注3)		補填金単価(注4)	内訳		
				要件①※1	要件②※2		合計	負担割合(1:1分)	負担割合(1:2分)
						※特別対策(注5)加入者			
平成27年度	第4四半期 (1～3月期)	22,043.3	51,142.5	37,308.0 (46,995.9)	43,471.1	無	無	無	無
平成28年度	第1四半期 (4～6月期)	29,370.0	51,142.5	26,452.0 (56,184.0)	43,471.1	無	無	無	無
	第2四半期 (7～9月期)	27,803.3	51,083.1	35,244.0 (45,924.0)	43,420.6	無	無	無	無
	第3四半期 (10～12月期)	33,283.3	50,842.1	33,364.0 (37,308.0)	43,215.8	無	無	無	無
	第4四半期 (1～3月期)	37,966.6	50,453.3	39,940.0 (26,452.0)	42,885.3	無	無	無	無
平成29年度	第1四半期 (4～6月期)	34,770.0	50,183.1	45,560.0 (35,244.0)	42,655.6	無	無	無	無
	第2四半期 (7～9月期)	35,246.6	49,657.6	41,724.0 (33,364.0)	42,209.0	無	無	無	無
	第3四半期 (10～12月期)	42,150.0	49,422.0	42,296.0 (39,940.0)	42,008.7	4,430	4,430 (急騰対策)	無	無
	第4四半期 (1～3月期)	43,530.0	49,335.8	50,580.0 (45,560.0)	41,935.4	無	無	無	無
平成30年度	第1四半期 (4～6月期)	49,473.3	48,908.1	52,236.0 (41,724.0)	41,571.9	7,060	4,160	2,900	無
	第2四半期 (7～9月期) (注6)	52,076.6	48,529.1	59,368.0 (42,296.0)	41,249.7	6,640	4,130	2,510	無

注1: 補填発動の有無の判定は、四半期(3ヶ月)毎に3ヶ月分の原油価格が算出可能な翌四半期上旬に行われる。  
注2: 四半期の平均原油価格、7中5平均原油価格及び補填基準価格は、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで表示。7中5平均原油価格は、直前7年間の原油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分(7中5)の平均原油価格。  
注3: 急騰対策補填金は、要件①と②を満たした場合に補填発動となる。  
※1: 要件①は、直前四半期の平均原油価格×120%以上。ただし、直前四半期が120%以上に達しなかった場合、前年同期の平均原油価格×120%以上。  
※2: 要件②は、7中5平均原油価格×85%以上  
注4: 急騰対策補填金の補填金単価の負担割合は国:加入者=1:1。  
※価格差補填金の補填金単価の負担割合は、補填基準価格×108.5%以上が国:加入者=2:1、特別対策加入者は補填基準価格×117%以上の部分が国:加入者=1:1となる。  
注5: 漁業用燃油特別対策は、平成25年度7～9月期(第2四半期)より開始。  
注6: 平成30年度第2四半期は特例として、加入者の判断に応じて補填金額を積立残額の範囲内で取崩することができる。

**漁業経営セーフティーネット構築事業  
漁業用燃油価格安定対策の補填実施の判定等に関するデータ  
(平成24年第1四半期～27年第3四半期)**

(2) 平均原油価格と補填基準価格の推移

単位:円/kg

対象期間 (注1)		四半期の 平均原油価格	7中5平均 原油価格 (注2)	補填の 基準価格 (注3)	補填単価	
						うち特別対策分(注6)
平成24年度	第1四半期 (4～6月期)	53,716.6	46,516.8	53,494.3	220	
	第2四半期 (7～9月期)	52,616.6	47,249.5	51,974.4	640	
	第3四半期 (10～12月期)	54,866.6	47,891.0	50,285.5	4,580	
	第4四半期 (1～3月期)	62,883.3	48,635.3	48,635.3	14,240	
平成25年度	第1四半期 (4～6月期)	62,613.3	49,523.1	49,523.1	13,090	
	第2四半期 (7～9月期)	66,193.3	50,226.1	50,226.1	15,960	(4,190)
	第3四半期 (10～12月期)	67,506.6	50,916.5	50,916.5	16,590	(5,500)
	第4四半期 (1～3月期)	67,520.0	51,980.3	51,980.3	15,530	(5,520)
平成26年度	第1四半期 (4～6月期)	68,236.6	53,144.3	53,144.3	15,090	(6,230)
	第2四半期 (7～9月期)	66,380.0	54,000.6	54,000.6	12,370	(4,380)
	第3四半期 (10～12月期)	53,590.0	54,698.5	54,698.5	無	無
	第4四半期 (1～3月期)	39,163.3	54,410.6	54,410.6	無	無
平成27年度	第1四半期 (4～6月期)	46,820.0	53,426.1	53,426.1	無	無
	第2四半期 (7～9月期)	38,270.0	52,423.0	52,423.0	無	無
	第3四半期 (10～12月期)	31,090.0	51,204.6	51,204.6	無	無

注1: 補填金支払いの有無の判定は、四半期(3ヶ月)毎に3ヶ月分の原油価格が算出可能な翌四半期上旬に行われる。

注2: 直前7年間の原油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分(7中5)の平均原油価格。

注3: 補填の基準価格は7中5平均原油価格。ただし、平成24年4～6月の四半期、7～9月の四半期及び10～12月の四半期に係る補填の基準価格は次のとおりとする。

・平成24年4～6月期: 7中5平均原油価格×1.15・平成24年7～9月期: 7中5平均原油価格×1.10・平成24年10～12月期: 7中5平均原油価格×1.05  
(漁業経営セーフティーネット構築等事業の運用について「平成22年3月30日付け水産第3038号水産庁長官通知」を参照)

注4: 四半期の平均原油価格、7中5平均原油価格及び補填の基準価格は、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで表示。

注5: 補填金のうち1/2が国の助成、ただし特別対策発動ラインである62,000円/kgを超える漁業用燃油緊急特別対策分については3/4が国の助成。

注6: 漁業用燃油緊急特別対策は、平成25年度7～9月期(第2四半期)より開始。